

○振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

別表第 1（第 1 条、第 3 条関係）

1 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）

2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）

6 木材加工機械

イ ドラムバーガー

ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）

7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）

8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）

9 合成樹脂用射出成形機

10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）